

人事労務担当者が知っておきたい 税務の基礎知識

～従業員等に関する税務の勘どころを徹底解説～

- ◇日時◇ 2018年11月 7日(水) 10:00～16:45
 ◇会場◇ 東京・麹町『企業研究会セミナールーム』
 ◇講師◇ 安田 大 氏 あすか会計事務所代表 税理士・社会保険労務士

【略歴】慶應義塾大学経済学部卒業。1993年、税理士・社会保険労務士登録、開業。現在、あすか会計事務所代表。有限会社シアトリカル代表取締役。事務所経営の傍ら、書籍・雑誌の執筆や実務セミナー講師、社会福祉法人・公益財団法人等の監事を務める。
 著書等に「Q&A人事・労務専門家のための税務知識―第3版―」（中央経済社）、「小さな会社の総務・経理の仕事ができる本」「税金のキモが2時間でわかる本」「入門の入門・図解でわかる減価償却のしくみ」（日本実業出版社）、「税務・会計担当者のための労務知識」（TAC出版）、「初心者にもよくわかる給与計算マニュアル」（日本法令）などがある。

開催にあたって

人事労務担当者にとって、役員給与、従業員の給与・賞与、退職、福利厚生など「人」に関わる税務は、複雑難解と感じ、日頃の業務に必要な正しい知識の習得に苦勞されている方が多いのではないのでしょうか。

そこで、その税務の中心である法人税や所得税を理解することが、人事労務に関わる税務を正しく学ぶための重要なポイントとなっています。

このセミナーでは、税理士・社会保険労務士である講師が、人事労務担当者にとって知っておくべき税務の基礎知識をQ&A形式のテキストを使用し、分かりやすく解説いたします。

- * 申込書にご記入いただいた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業や刊行物のご案内をお送りする際に利用させていただきます。
- * 「セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより【TOP】→【公開セミナー】→【よくあるご質問】をご参照下さい。

申込方法 当会ホームページよりお申込みください。
<https://www.bri.or.jp> * その他セミナーの最新情報もご覧いただけます。

【受講料】 1名 <税込、資料・昼食代含む>

正会員	39,960円 本体価格 37,000円	一般	43,200円 本体価格 40,000円
-----	-------------------------	----	-------------------------

企業研究会セミナー

- ◎お申込み: 当会ホームページまたは E-mail でお申込み下さい。
- * お申込み後(開催1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送りいたします。
- * 最少催行人数に満たない場合ほか、諸般の事情により開催を中止させていただく場合もございます。
- * 会員企業一覧は当会ホームページでご確認いただけます。(http://www.bri.or.jp)
- * お申込み後のキャンセルは原則としてお受けいたしかねますのでご出席できない場合は、代理の方のご出席をお願いいたします。
- * FAXでお申込みの際、「0(ゼロ)発信のFAX機」をご使用の場合は、必ず「0」を押してから、番号入力をお願いいたします。(別番号への誤送信にご注意下さい。)

【申込先】 一般社団法人 企業研究会 担当:金井
 ©E-mail:kanai@bri.or.jp
 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR麹町ビル 2階
 TEL.03-5215-3550 FAX03-5215-0951

181655-0503		2018. 11. 7 「人事労務担当者が知っておきたい税務の基礎知識」	
会社名			
住所	〒		
部課 役職		フリガナ お名前	
TEL	FAX		
E-mail			
部課 役職		フリガナ お名前	
TEL	FAX		
E-mail			

人事労務担当者が知っておきたい税務の基礎知識

～従業員等に関する税務の勘どころを徹底解説～

◆プログラム◆

■日時:2018年11月7日(水) 10:00~16:45

■講師:安田 大氏 あすか会計事務所代表 税理士・社会保険労務士

第Ⅰ部 人事労務担当者が知っておきたい税務の基礎知識

1. 法人税の基礎知識

損金算入・損金不算入、同族会社・非同族会社、税率など

2. 所得税の基礎知識

所得区分、課税・非課税、給与所得控除・所得控除・税額控除など

3. 住民税の基礎知識

意義、賦課期日、前年所得課税、賦課課税、税率など

4. 税制改正の基礎知識

改正の時期、法人税の適用、所得税の適用など

●人事労務関連の主な税制改正（平成23-30年度）

第Ⅱ部 人事労務担当者が知っておきたい税務の実務対応Q & A

1. 役員に関する税務

役員の範囲、役員給与（定期同額給与等）、退職給与など

2. 給与・賞与に関する税務

控除対象配偶者・源泉控除対象配偶者、同一生計配偶者
扶養親族・控除対象扶養親族、源泉徴収など

3. 退職に関する税務

源泉徴収・特別徴収、特定役員退職手当等、死亡退職など

4. 福利厚生に関する税務

慶弔見舞金、永年勤続表彰、社員旅行、社宅など

5. その他の税務

出張旅費・日当、単身赴任帰宅旅費、
転勤に係る住宅借入金等特別控除など

-解説-

10:00

12:30

昼食タイム

13:30

16:45